

全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会規約（歴まち部会改定 181019 案）

<改定の主な趣旨>

- ・協議会の当面の目標とする人材養成の全国展開が概ね達成され、次の展開を目指す。
- ・このため、ヘリテージマネージャーの人材育成を担ってきた建築士会・連合会が地域ネットワークと同じ立場で協議会会員となり、共に協議会の組織体制を強化し、ヘリテージマネージャー活動の一層の発展を目指す。

【総則】

（名称）

第1条 本会は、全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会（以下、本協議会という）と称する。

（目的）

第2条 本協議会は、歴史的建造物の保全・活用に携わる専門家（ヘリテージマネージャー）で構成する地域ネットワークが全国的に連携し、ヘリテージマネージャー活動の発展と歴史的建造物の保全・活用の促進に資することを目的とする。

（事業）

第3条 本協議会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) ヘリテージマネージャーに関する調査研究・情報収集と提供・広報

(2) 地域ネットワークに関する情報収集と提供

*現在の地域ネットワークの他に、ヘリテージマネージャーが参画し、歴建の保存活用に携わる地域のNPO等活動団体も地域ネットワークと位置づけ、その加入を視野に入れる。

(3) 災害時における広域的なネットワーク構築の支援

(4) 歴史的建造物の保全・活用に関する政策提言

(5) ヘリテージマネージャーの交流

(6) ヘリテージマネージャー全国大会の開催

(7)その他、本協議会の目的を達成するために必要なこと

（会員）

第3条 本協議会の会員は、ヘリテージマネージャーの地域ネットワーク、建築士会（連合会・各県単士会）、及び主旨に賛同する関連団体・個人とする。

（役員）

第5条 本協議会には、次の役員を置く。

(1) 会長 1名 本協議会を代表し会務を総括する。

*ヘリテージマネージャーの活動の一層の発展のためには、HM自身の真摯な活動を基本に、

協議会での情報交流の他、協議会が、ヘリテージマネジャーの活動を支援する制度的な改善に取り組むことが重要であり、この協議会活動の実効性を担保するには、責任者として、協議会の代表者は必要であり、その代表者は、会員から選出することが妥当と考える。

*会長の選任方法は、会員の互選、又は別途役員会を設け、役員の内選によるなど今後検討する。併せて、総会などについても所要の規定を検討する。

- (2) 副会長 2名以内 会長を補佐し、会長の欠ける時はその職務を代行するものとし、必要に応じて会長が指名する。*当面欠。
 - (3) 運営委員長 1名 運営委員会を総括するものとし、会長が指名する。
 - (4) 事務局長 1名 本協議会の事務と会計を担当するものとし、会長が指名する。
 - (5) 監事 1名 会計を監査するものとし、会長が指名する。
- 2 役員の内選は2年とし、再選を妨げない。また、欠員により選出された役員の内選は、前任者の残任期間とする。

(運営委員)

第6条 本協議会を運営するため、以下の運営委員をおく。

- (1) 委員長 1名 運営委員会を総括するものとし、会長が指名する。
 - (2) 副委員長 2名 委員長を補佐し、委員長の欠ける時はその職務を代行するものとし、運営委員長が指名する。
 - (3) 運営委員 若干名 地域・団体等を考慮のうえ選出した者とする。
- 2 運営委員の内選は2年とし、再選を妨げない。

(会議)

第7条 本協議会における会議は以下の会議とする。(会議及び告知は、文書やネット環境を利用した効率のよいものも可とする。)

- (1) 総会 本会議の活動方針を会員に確認するため、年1回の定例会として開催する。
- (2) 役員会 本協議会の基本方針を協議するため、必要に応じて会長により召集し開催する。
- (3) 運営委員会 本協議会の運営を協議するため、必要に応じて運営委員長により召集し開催する。
- (4) 部会 本協議会の時宜用推進のため、必要に応じて部会を設置することができる。

(事務局)

第8条 事務局は、(公社)日本建築士会連合会におく。

【資産及び会計】

(経費の支弁)

第9条 本協議会の経費は、有志の寄付金その他により支弁する。

- 2 事業の内容により、別途その収支予算を組むことができる。

*<参考>HM 全国大会を建築士会全国大会において、協議会と本会歴まち部会の共催として開催。埼玉大会から。

(会計年度)

第10条 本協議会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

【雑則】

(ネット環境の活用)

第11条 本協議会の運営にあたり、各種通知・連絡などについては、ネット環境等を活用して効率よく行うこととする。

(規約の改定等)

第12条 本規約は、運営委員会・総会の決議を経て改定することができる。

第13条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関する必要事項は、運営委員会の議決を経て会長が定め、協議会員に通知する。

(附則)

本規約は、平成24年10月19日から施行する。

本規約は、平成 年 月 日から施行する。